

練馬区立南田中小学校 学校いじめ防止基本方針

1 南田中小学校いじめ防止に関する基本方針

いじめは人間として許されない人権侵害である。どの学級にも起こり得るものであるという共通認識をもち、「いじめをしない。させない。許さない。」という合言葉を基本的な姿勢とし、教職員が組織的にいじめ問題に対応していく。

2 校内組織の設置

(1) 名称

いじめ対策委員会

※重大事態発生時には、区教育委員会（事故対応支援チーム等）と連携を図り、「緊急いじめ対策委員会」を設置する。

(2) メンバー構成

校長、副校長、いじめ対策推進教師、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、各学年（特別支援学級含む）の教員1名、該当学級の担任等

※重大事態発生時には、校長の指示の下、事案に応じた委員を特別編成する。

(3) 主な活動内容

年間計画に基づき、いじめ防止に関する取組やいじめの早期発見に関して、定期的な会議を開催する。また、重大性や緊急性、その行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて解決に向けた対応を行う。

このことから、主な活動内容を次のとおりとする。

① いじめ防止に関する取組

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・改訂
- ・いじめ対策委員会の年間取組及びいじめ防止に向けた活動に関する PDCA の実施
- ・区のふれあい月間と連携した取組の実施
学校生活アンケートの実施・集計・分析、「いじめシンボルマーク」・「いじめ防止標語」・「いじめ防止ポスター」・「いじめ撲滅宣言」の制作・掲示

② 早期発見のための措置

- ・状況の確認と適切な役割分担による対応

③ 相談体制の整備と相談の実施

- ・保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携、学校サポートチームの設置

④ いじめ等に関連する研修会の計画・実施

3 学校の取組

(1) いじめの未然防止のために

① 道徳の時間による実践

- ・児童の実態に応じて教材等を十分に検討し、人間性豊かな心を育て、「いじめをしない。させない。許さない。」という気持ちや態度を育てる。
- ・ふれあい月間では、「生命の尊さ」、「善悪の判断」、「親切・思いやり」の資料を基に、授業を実践する。

② 人間関係構築力およびコミュニケーション能力を向上させる教育活動の実践

- ・児童が好ましい関係が築けるように、学校生活全般を通して人間関係構築力およびコミュニケーション能力を高めていく。特に、特別活動や道徳の時間では、お互いの違いを受容し、協力していけるよう指導していくとともに、自他の生命を大事にする心情を育てる。
- ・各教科における伝え合う活動、言語環境、表現活動、読書活動を通して、コミュニケーション能力等を高めていく。

③ 社会性や豊かな人間性の醸成

- ・学校生活、特に体験活動や特別活動、総合的な学習の時間を通して、集団の一員として達成感を味わい、自己肯定感および自己有用感、集団への所属意識をもてるよう指導し、社会性や豊かな人間性を育む。
- ・児童が、いじめ問題の解決に向けて、「いじめシンボルマーク」・「いじめ防止標語」・「いじめ防止ポスター」・「いじめ撲滅宣言」を制作する中で、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定する。

④ 言葉遣い旬間の実施

年3回行い、温かな人間関係を結べるようにするとともに、挨拶・返事など基本的なソーシャルスキルを身に付けさせるよう指導する。

⑤ あいさつ運動の実施

あいさつ運動では、児童が積極的に関わられるように取り組んでいく。生活指導の重点目標の一つとして、「あいさつを自分からすすんで行う」を毎月継続して意識させ、特に言葉遣い旬間とは別に、年3回（年1回）、学級独自（学年独自）の取組を行うようにする。

⑥ 情報教育や情報モラル教育の充実

- ・各教科を通じて、情報教育として、インターネットの適正な使い方や情報リテラシーなど情報活用能力を身に付けさせ、ルールを守って情報収集や情報発信ができるようにする。
- ・SNS 南田中ルールや SNS 家庭ルールを基に、情報モラル講習会および学級活動、総合的な学習の時間などを通して、ルールや相手への言葉遣い、思いやり等を養い、実態に応じてルールに対する振り返りや見直し、改訂ができる場を設け、情報モラル教育を充実させる。
- ・保護者には、情報モラルに関する啓発に努め、保護者と使用状況や実態等について共通認識を行うため、情報モラル講習会の場を活用する。

⑦ いじめ相談窓口に関する周知

いじめ相談窓口に関する周知を年3回のふれあい月間時に各家庭に行うとともに、相談窓口等の掲載されたポスターを年間通して子供たちの目につきやすい場所に掲示をする。

⑧ 周囲の児童に対する指導

「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示していく。いじめを傍観すること、いじめられた児童の苦しみの理解について、毅然として指導する。いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを児童に発信し、理解させる。

⑨ 教職員研修の実施

- ・年間3回の研修を設定し、いじめに対する教職員の意識向上や対応、人権意識の向上、特別支援教育、教育相談、集団づくりや人間関係づくりに関する内容を取り上げる。
- ・いじめの未然防止のために、児童理解を深めるとともに、早期発見や対応策について理解を図り、いじめに対する認識（行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義など）や、指導力、対応・対処の仕方等について研修する。
- ・いじめや人権教育に関する情報（悉皆研修等で得た情報）は、生活指導夕会や職員会議などで周知・伝達するなどして、共通理解を図る。
- ・勤務月間と連携して、教職員の不適切な言動等を振り返る自己点検や体罰に関する研修を行う。教師の言動がいじめの発生を許したり、深刻ないじめにつながる恐れがあったりする可能性があることにも留意できるようにする。
- ・情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修や自己点検を実施するとともに、実際に起こった事例等の報道や都や区の資料から、インターネット上の様々な危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例について理解を深め、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

(2) いじめの早期発見のために

① チームによる情報共有

- ・日常的な学習および休み時間、放課後等の児童の行動を注意して見守り、児童のいじめられているサインを見逃さないようにする。気付いた児童の様子について、教職員やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員の間で情報共有し、生活指導夕会等の場で全教職員に周知し、情報を共有する。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員による校内巡回や面接を行う。

② 相談しやすい体制の構築

- ・児童がスクールカウンセラーや心のふれあい相談員に相談しやすくするため、5年生にはスクールカウンセラーとの面談の場を設ける。3年生には、心のふれあい相談員との面談の場を設ける。
- ・教職員は、普段から児童に相談しやすい雰囲気づくりに努め、いつでも相談に応じる体制を整備する。
- ・教職員は、児童とスクールカウンセラーや心のふれあい相談員との関係づくりに努めることで、多面的な相談体制を整え、「第2の心の担任制」を活用して、担任以外の教職員にも相談できる場を構築する。

③ 定期的な調査等による実態把握の実施

- ・文部科学省の問題行動等調査、東京都や練馬区のふれあい月間と関連させるなど、定期的なアンケート（年間3回）の他に毎月のアンケートの実施や、個人面談などによる聞き取りなど様々な方法でいじめの認知、早期発見、いじめの疑いの事例の把握に努める。
- ・学級担任などによる日常的な児童への声掛けと様子の観察を行い、実態把握に努める。
- ・看護当番による校内巡回等により、休み時間の児童の様子を観察する。

④ 保護者・地域への啓発

- ・保護者や地域に対して、「いじめ」の定義の正しい理解・いじめ問題に関する認識を広めるため保護者会や学校・学年便り、学校HPなどで積極的な情報発信を行う。
- ・保護者や地域からの情報を基に、地域での児童の状況を把握する。

(3) いじめへの対処について

① いじめと認知した場合

- ・いかなる理由があっても被害者に寄り添い、いじめ対策委員会を中心に全教職員が連携を図りいじめの認知を徹底する。いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図るため、すみやかに指導および対応、対処する。
- ・被害および加害の児童双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。その中で、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えていき、信頼関係が築けるよう努める。
- ・事後の経過を継続観察し、必要に応じて指導等を繰り返し行う。

【被害者や他の児童に対して】

- ・聞き取り調査を行い、事実確認を行う。保護者に状況を報告し、連携を図りながら、対応する。事後の経過を継続観察し、児童の安全確保・不安解消に努める。

【加害者に対して】

- ・聞き取り調査を行い、人間関係や危害の程度、期間など詳しい状況を把握したうえで、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導する。
- ・外部への加害者の個人情報流出と、加害者自身が孤立感・疎外感をもたないように配慮する。
- ・組織的・計画的な指導および観察を行う。

【関係者（保護者や地域を含む）との連携】

- ・詳しい状況の把握に努め、対応する。
- ・教育委員会や関連機関（子ども家庭支援センター、警察、児童相談所、児童館・学童クラブなど）、PTA役員、民生委員、主任児童委員、自治会役員、学校応援団、と連携を図り、解決に向けて迅速に対応する。その際、それぞれの役割を分担する。

② いじめの疑いがある場合

- ・いじめ対策委員会を中心に担任と連携し、児童の様子を観察や聞き取り調査などを行い、練馬区版「いじめ対応のポイント」や人権教育プログラムなどを活用し、いじめの有無を確認する。
- ・すみやかに指導および対応、対処を行う。事後の経過を継続観察し、必要に応じて指導などを繰り返し行う。
- ・被害者と加害者のいじめの意識のずれが生じている場合、学校組織全体で対応・対処を検討したうえで指導に当たる。

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】
 法第28条第1項において、次の場合をいじめの重大事態としている。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき

- ・児童が自殺をほのめかした場合、身体に重大な障害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより当該学年に在籍する児童等が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※不登校を理由として5日間連続で休んだ場合には、重大事態への移行を考え対応を始める。

① 重大事態が発生した場合

- ・直ちに教育委員会へ報告するとともに、事実関係を把握し同種の事態の発生を防止するために質問票を用いて調査を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ・複数の教職員による見守り体制、保護者への様子確認、家庭訪問の実施。

- ・調査実施に当たって、事前に保護者の了解および要望・意見を十分に聞き取り、できる限りの配慮と説明を行う。心の安定を図りながら実施する。
- ・調査対象者には保護者などに情報提供される可能性があることと個人情報の保護について伝える。
- ・調査によって得た情報は、事実関係の解明を目的に整理する。
- ・緊急保護者会で説明責任を果たすことで憶測や誤った情報が拡散することを防ぎ、事態が混乱しないよう努める。発生した事実の状況や学校の対応について説明する際は、個人情報保護などに十分配慮する。

② 区の事故対応支援チームが派遣された場合

改めて基本調査（事故原因の調査）、いじめの有無などの把握、事実関係の整理、保護者などへの対応など、区教育委員会と連携して対応する。

③ 関係機関との連携の強化

- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、学校教育支援センターからの派遣されるスクールソーシャルワーカーや臨床心理士などによる心のケア、別室での学習、学校教育支援センター・警察・児童相談所・子ども家庭支援センター・福祉事務所など関係機関への相談・通報などを行い、継続的な情報共有を図る。
- ・心のケアを最優先し、状況に応じて学校教育支援センターの心理相談の専門家、東京都教育相談センターのいじめなどの問題解決支援チームやアドバイザースタッフの派遣の活用など必要な措置を講じ、児童や保護者などへ対応する。

④ 事実関係の説明の実施

- ・調査などで明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。
- ・練馬区の方針に伴い、事故対応支援チームが派遣された場合には、基礎調査を3日以内にまとめ、一週間以内にその調査結果を説明する。
- ・派遣されていない場合についても、これに準ずることとする。

⑤ 再調査や説明会を実施する場合

教育委員会による学校事故詳細調査委員会、総合教育会議、区長による再調査機関の指示があった場合には、再調査や保護者説明会を区教育委員会の指導の下、実施する。

(5) インターネット上のいじめへの対応

① 情報把握

インターネット上のいじめに関する情報把握については、保護者や区教育委員会と連携して対応する。

② 発覚した場合の対応

迅速に書き込み内容、画像、URLなどの事実を確認し、掲示板管理者やプロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト運営会社に要請する。

③ 関係機関への相談・通報など

児童の生命、身体または児童ポルノ、恐喝、暴行などに関わる場合には、警察や法務局などに相談・通報し、適切な援助・助言を求めるなどの対応を求める。

(6) 幼保小連携および小中一貫の視点から

- ① 必要に応じて、異校（園）種でいじめに関する情報交換や連携を行う。
- ② 卒業（園）生の学年集団などに関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。

4 学校におけるいじめの防止などの取組の点検

(1) いじめ対策委員会での取組

PDCAを通して、「学校いじめ防止基本方針」や年間の取組を点検、見直しを行う。

(2) 学校関係者などの活用

児童や保護者、学校評議員、学校関係者評価委員が、本校の「学校いじめ防止基本方針」や設置した組織、年間の取組などを定期的に評価する機会を設ける。

5 付則

この「学校いじめ防止基本方針」は令和3年4月に改訂し、施行する。